

固定資産評価基準の法的性格に関する基礎的研究

代表 安部 和彦 (国際医療福祉大学大学院医療福祉学研究科 准教授)

[研究報告書要旨]

地方税である固定資産税は、平成 29 年度予算で約 9 兆円強と国税・地方税を合わせた総税収の 8.9%を占める基幹税であり、特に地方税収(中でも市町村税収)におけるウエートは大きい。また、課税対象が土地や建物のみならず、償却資産も含まれるなど幅広い上、毎年課税されるため、納税者にとって重要性の高い税目である。

ところが、固定資産税は、所得税や法人税のように、納税者自らが納税額を計算して申告し納付する申告納税制度ではなく、課税庁が納税額を算定しそれを納税者に通知する賦課課税制度を採用しているため、どのようにしてその税額が算定されるのか納税者は必ずしも十分な知識を有しているわけではない。そのため、納税者は課税庁から通知された金額(税額)をそのまま納付しているだけであり、仮にその税額の算定方法や資産の評価方法に誤りがあっても、気付く余地がないのが実情である。これでは、民主主義の基盤である租税制度が形骸化していると評価せざるを得ない。

固定資産税の課税標準は課税対象となる資産の価額であるが、その価額は基本的に総務省の定める固定資産評価基準に基づいて評価し、算定される。しかし、当該評価基準は過度に技術的であるばかりでなく、最近の土地・建物の利用形態に即した価額の算定基準としては不十分な点もみられるところである。

そこで本調査研究においては、固定資産税の評価方法と税額算定の中心にある固定資産評価基準の内容を再検討し、是正すべき事項を抽出するとともに、アメリカの固定資産税のうちニューヨーク市の実情を調査し、わが国の制度と比較検討することで、その見直しの方向性を示したところである。

また、現在固定資産税を巡る訴訟事案が多数ありながら、その法源性が曖昧であることに鑑み、同評価基準の政省令化の是非についても検討するものである。